資料

合併日の変更による比較

合併の日	平成１６年３月３１日	平成１６年４月１日
1．市となるべき要件 （3 万人特例）	可	可 （平成 15 年７月９日、市町村合併特例法の改正により特例の期限が延長）
2．普通交付税の合併算定替期間※1 （段階縮減期間 5 年を含む）	15 年間	16 年間
3．合併特例債適用期間※2	10 年間	11 年間
4．県市町村合併特別交付金補助対象期間※3	5 年間	6 年間
5．予算関係	・新市の平成 15 年度の 3 月 31 日の予算措置が必要	・左記予算措置は不要

注：※1「普通交付税の合併算定替」については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度とその後 5 年度
※２「合併特例債」については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度
※3「県市町村合併特別交付金」については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５年度